

不正持出防止装置一式の購入
仕様書

令和7年10月

公立大学法人滋賀県立大学

1. 目的

公立大学法人滋賀県立大学図書情報センターの入口に設置している蔵書の不正持出防止装置は導入から24年が経過し、老朽化が進み、誤作動が目立つ。不正持出防止装置を更新することにより、蔵書管理の精度を向上させ、図書の不正持出を抑止し、盗難を防ぐ。また、誤作動が減少することにより、利用者の無断持出防止装置、さらには図書館運営に対する信頼性を高める。

2. 調達品名および調達の範囲

2.1 調達品名

不正持出防止装置 一式

2.2 構成内訳

- (1) 不正持出防止装置（磁気式）2通路3筐体 1式
- (2) 磁気消去・再生器 1台

2.3 調達の範囲

調達物品およびその設置に必要な部材、搬入、据付、配線、調整等を含む。
また、既設の入退館管理システム一式の撤去を含む。（詳細は6.2に記載）

3. 納入場所

滋賀県彦根市八坂町2500 公立大学法人滋賀県立大学図書情報センター 2階

4. 納入期限

令和8年3月19日（木）

5. 調達物品に備えるべき技術的要件

5.1 不正持出防止装置

- (1) 図書館で図書等に挿入している磁気タグを検知して、貸出手続きが済んでいない図書の持ち出しを防止する磁気検知機能を有すること。
- (2) 開口部は、車椅子の通行が可能なよう900mm以上であること。
- (3) 通路部はベースプレート型で、利用者、特に車椅子が難なく通行できるよう、床面とプレート自体の高低差は15mm以内とすること。また、プレートの上にカーペットを敷くなど滑らないよう対策を講じること。
- (4) 利用者が通過する際に、不正持出を検知した場合、即座に警告音を鳴動すること。
- (5) 設置環境に合わせて、検知感度を調整できる機能を有すること。
- (6) 警告音の音量の変更が可能であること。
- (7) 当館採用のタトルテープbibliotheca Tattle-Tape™の信号を正確に検知する機能を有すること。
- (8) ペースメーカーなどの植込み型医療器具利用者にEAS機器の設置を明示するため、JEAS

(日本万引防止システム協会)が発行するEASマークを貼付すること。

- (9) ペースメーカーなどの植込み型医療器具に誤作動を生じさせない機能を有すること。
- (10) コンピュータやスマートフォンなどの電子機器から出るノイズに強く、誤作動を回避する機能を有すること。
- (11) 入退館者カウンターを装備し、入退館統計が取れること。
- (12) 基準品は次のとおり。当館で採用しているタトルテープbibliotheca Tattle-Tape™の信号を正確に検知できない恐れがあるため、同等品は不可とする。

品名・品番：bibliotheca Tattle-Tape™ gate M4100

製造販売元：ビブリオテカ・ジャパン株式会社

5.2 磁気消去・再生器

- (1) 貸出時は磁気を消去、返却時は磁気を付加する機能を有し、1台で両方の手続きを処理できること。
- (2) カウンターや台の上に置いて使用できること。
- (3) 当館採用のタトルテープ (bibliotheca Tattle-Tape™) に対応すること。
- (4) 基準品は次のとおり。当館で採用しているタトルテープbibliotheca Tattle-Tape™の磁気消去・再生を確実に行うことができない恐れがあるため、同等品は不可とする。

品名・品番：bibliotheca Tattle-Tape™ブックチェック M944

製造販売元：ビブリオテカ・ジャパン株式会社

6. 設置条件等

6.1 設置条件、搬入、配線、配管、据付、既存設備との接続、調整

- (1) 設置場所は当館と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 導入スケジュールおよび実施体制については事前に受注者で提案を行い、発注者の承認を得ること。
- (3) 設置場所への搬入、据付、調整等を行い、直ちに使用できる状態で引き渡すこと。
- (4) 既設の電源設備を利用すること。この電源設備だけでは供給不可能である場合には、別途当館と協議すること。
- (5) 床ハツリ工事、および配線・既設設備との接続に必要な関連機器は本調達に含まれる。なお、床ハツリ工事後のカーペット復旧工事は含まないものとする。
- (6) 機器用コンセントは既存設備を使用すること。
- (7) 不正持出防止装置は周囲の環境からの影響を考慮して配置すること。
- (8) 搬入等にあたっては、施設の状況を十分に確認し、建物・設備を傷つけないよう特に配慮して作業を行うこと。受注者が故意または過失により、発注者の建物、機器類等の一部または全部を、滅失または毀損した場合は、速やかに発注者に申し出るとともに、受注者の負担において直ちに原状に復すること。
- (9) 梱包材および据付、調整時に発生した塵芥類は持ち帰ること。

6.2 既設入退館管理システム一式の撤去

- (1) 本調達により不要になる既設入退館管理システム一式は、受注者の負担で適切に撤去し、本学の指示する場所（学内）に移動させること。なお、廃棄処分はこの調達に含まない。

7. 保守および障害復旧支援

- (1) 別途保守点検契約を締結し、定期点検を行える体制であること。
- (2) 平日（土日、祝日、年末年始及びメーカーの定めた休日以外）の9時から17時において不具合が発生した場合、迅速に対応できる体制であること。
- (3) 機器操作方法の照会や各問い合わせを電子メール等により受け付けるメーカーの窓口を有すること。
- (4) 通常の使用で発生した故障の修理を実施できる体制であること。
- (5) 日本語による導入・設定・操作マニュアルを電子媒体で提供すること。
- (6) 当館運用担当者への設定・オペレーションに関する導入時説明を行うこと。

8. 保証

納入検査完了後1年間を瑕疵担保期間とし、通常の使用により発生したハードウェア障害、管理プログラムの設定不良等によるシステム再設定ならびに修正を無償保証すること。ただし、使用上の誤りや、火災、地震その他天災による故障及び破損は除く。

9. 仕様変更および未定義事項

仕様もしくは条件に疑問点や変更が生じた場合、または仕様書に記載のない内容については、直ちに受注者と発注者で協議し、解決に向けて最善の努力を行うこと。

10. 守秘義務および厳守事項

受注者は、本件の契約、納入、保守作業等において知り得た本件に関する一切の情報について、故意または過失にかかわらず、第三者に漏らしたり、他に利用したりしてはならない。

以上